

令和 6 年

第 9 回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和 6 年 8 月 2 0 日)

飯舘村農業委員会

令和 6 年第 9 回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和6年8月20日（金）					
招集場所	飯舘村役場2階 第一会議室					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和6年8月20日 午後1時30分 閉会 令和6年8月20日 午後2時24分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 6名 欠席委員 1名 〔○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席〕	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	山田 豊	○	2	赤石澤忠則	△
	3	開沼 剛	○	4	菅野啓一	○
	5	嶋原清三	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1 番 山田 豊			3 番 開沼 剛		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 齋藤博史			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和6年第9回飯舘村農業委員会定例総会

飯舘村農地利用最適化推進委員の出席状況

n0	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	松下義喜	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	紺野政勝	関 沢	
4	庄司武実	小 宮	議案第19号—1、2
5	濱名時夫	八木沢・芦原	
6	郡 之雄	大 倉	議案第20号—3
7	菅野和彦	佐 須	
8	西川 徳	宮 内	
9	佐藤隆男	飯樋町	
10	渡邊文夫	前田・八和木	
11	三瓶政美	大久保・外内	
12	新妻幹男	蕨 平	
13	林 吉安	白 石	

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 19 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 20 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和6年第9回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) どうもお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。村でもコロナ等が流行り出してかなりの方が罹患しているようなので、あちこちに移動したりするときには気を付けて自分の体は守りながら過ごしてもらえればと思います。本日も案件が数件ありますけれども、慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。あいさつを終わります。よろしくお願ひします。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は6名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、1番 山田豊 委員、
3番 開沼剛 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長) 続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案が2件ありますが、関連性があるため、一括にて説明いたさ

せます。

それでは、議案第19号の1及び2について、事務局より概要と、調査による所見の説明をいたさせます。

事務局） それでは、議案第19号の1から2について（議案のとおり）説明します。

議長） 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員） 担当の（農地利用最適化推進委員）庄司武実 が報告します。
ただ今事務局から説明があった通りでございます。8月13日、私と、副担当、申請者代理人の行政書士、申請者、事務局、以上5人で現地を確認して参りました。この田んぼについては、今程説明あった通りですが、過去基盤整備がなされた後、申請者間で土地の売買をし、管理等も進めたわけですが、登記等はしないままの状態であり、現況に合わせるための申請であったということでございます。現地立会に行った際も草刈りもされておりましたが、申請地は草地として譲受人によって丁寧に管理されている状況でした。ご家族は建設業、本人は花きを中心とした営農をしているところですが、今後仲間を作って反別を拡大していきたいご意向もあるとのことでした。以上です。

議長） 以上の説明がありました。暫時休議します。
（休議13：39～13：41）

議長） 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第19号の1及び2については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。
（『異議なし』の声あり）

議長） 異議なしと認め、議案第19号の1から2は原案の通り可決いたします。

○日程第5 議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長） 議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について を議題といたします。
議案が4件あるため、順番に進めます。
また、議案第20号の1から3については、第8回定例総会からの継続審議となりますので、前回同様、事務局から概要と所見の報告を一括にて説明いたさせます。

議 長) それでは議案第20号の1について事務局より概要と、
調査による所見の説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第20号の1を（議案のとおり）説明します。

事務局) 調査による所見、経過としましては、前回7月22日の農業委員会の際に、こちらの案件について説明いたしましたところ、地区担当委員から内容に指摘があったことを受けての、再確認、修正対応を踏まえての議案取扱いであります。1点目が、土地利用計画における通路が、形状も変更されたうえで設置されており、かつ設置箇所も、申請のあった農地以外にも及んでいるのでは、という指摘でありました。内容の事実確認が必要であると委員会で判断されたため、7月23日に地権者、事業者、施工会社、事務局立ち合いの元現地を確認しに行ったところでございます。結果、担当委員ご指摘の通りであったことが改めて判明したところでございます。事務局としても直ちにその点反映、修正させるように業者には指導して参りました。その内容としては、具体的に「土地利用計画の修正」「転用面積の整理」「既に設置をしてしまっていた仮設土置き場に関する顛末書の提出」について依頼をしてきたところですよ。今回の案件については、その指導内容を反映した各資料の修正、差替え、追加がなされたため、改めて議案として取り扱った、という部分が本日までの経過でございます。なお内容に関しては、前回ご説明した点に加え、事業者から只今の内容を反映した各図面、数値の修正がなされておりますと、設置してしまった仮設土置き場に関する顛末書が追加されておりますので、確認願えればと思います。事務局からの説明は以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:49～13:51)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第20号の1については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第20号の1は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第20号の2について事務局より概要と、
調査による所見の説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第20号の2を（議案のとおり）説明します。

事務局) 調査による所見報告としましては、7月23日に、事業者、施行会社、事務局で現地に向かいまして、状況の確認、事情の調査等を行ったところでございます。内容に関しましては、申請のあった内容と相違ないということが確認取れておりますし、現地も未着手ということは確認してきたところでございます。事務局からの説明は以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:53～13:56)

議長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第20号の2については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第20号の2は原案のとおり可決いたします。

議長) 続きまして、議案第20号の3について事務局より概要と、調査による所見の説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第20号の3を（議案のとおり）説明します。

事務局) 調査による所見報告でございます。こちら7月23日に、事業者、施行会社、事務局立ち合いの元現地の方行参りまして、確認してきました。現地の方は事前着工等もなく、申請書の内容通り施工していきますということで、担当の方々から伺ってきたところでございます。内容に間違いはございません。事務局からの説明は以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:58～14:00)

議長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第20号の3については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第20号の3は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第20号の4について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第20号の4を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)郡之雄 が報告します。

8月7日に設定人、被設定人、私、事務局の4名で現地視察に行きました。現地の周囲にはワイヤーメッシュが張り巡らされ、有害鳥獣対策が施されておりました。草刈り管理もされておりました。今回被設定人が借りるにあたっては資材置き場として使う予定で、草刈り管理等も被設定人が行っていくとのことでした。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:08～14:15)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第20号の4については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第20号の4は原案のとおり可決いたします。

○日程第4 議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議 長) 続きまして、議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。

議 長) この案件については、担当委員に関する案件であるため、対象者室後、本地区担当の補助者により所見を報告いただきます。

(対象委員 退室)

議 長) それでは議案第21号について、事務局より概要説明をいただきます。

事務局) それでは、議案第21号を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農業委員）西尾ツネ が報告します。
今事務局から説明がありました通りです。現地に関しては良く利用される道路沿いに位置する箇所ではありますが、現在は雑草がやや繁茂してしまっている状況です。借受にあたっては新しい担い手が採草地として管理していきますと伺っているところです。以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

（休議14：22～14：23）

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第21号については、計画のとおり了承することにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり）

議 長) 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決いたします。

（対象委員 入室）

○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。
これで令和6年第9回飯舘村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和6年8月20日

飯舘村農業委員会	会 長	<u>原田 巨亮</u>
同	議事録署名委員 1 番	<u>山田 豊</u>
同	議事録署名委員 3 番	<u>開沼 剛</u>